

政省令の制定改廃の状況

令和 6 年 12 月 20 日
政策統括官(統計制度担当)

| 法令の題名 | 改正等の内容 | 公布年月日 |
|--------------------------------------|---|------------|
| 統計法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年 総務省令第 97 号） | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の一部の施行等に伴い、関係法令から「健康保険の被保険者証」に係る規定が削除されたため、統計法施行規則（平成 20 年総務省令第 145 号）において、本人確認書類の一つとして例示している「健康保険の被保険者証」に係る規定を削除する等の所要の改正を行った。 | R6. 11. 19 |

(注) 本表は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 45 条の 2 の規定に基づき統計委員会の意見を聴かなければならないとされている政令の制定若しくは改廃の立案又は総務省令の制定若しくは改廃をしようとする場合のうち、同条ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかつたものを記載している。